

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

（令和5年度受給した世帯は対象外となりますので、ご注意ください。）

令和6年6月3日時点で、志木市に住民登録のある世帯のうち、令和6年度新たに住民税非課税または、均等割のみ課税となった世帯、また、その世帯のうち18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童のいる世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

（18歳以下の児童がいる世帯は児童1人あたり5万円が加算されます）

手続き方法

※18歳以下の児童がいる世帯への加算も下記と同様の手続きが必要となります。

1. 世帯全員の令和6年度

「住民税が非課税または、均等割のみ課税」の世帯

（1）支給通知書が届いた方



手続きは不要です

世帯の全員が、令和6年6月3日以前から志木市にお住まいで、これまでの給付金事業において、志木市に金融機関口座情報が届出されている世帯に届きます。
※新たな口座を指定、または受取を希望しない場合は**手続きが必要**です。

（2）確認書が届いた方



返送が必要です

確認書に必要事項を記入のうえ注1 **（1）本人確認書類の写し**及び注2 **（2）世帯主名義の金融機関口座の写し**を同封してください。

2. 課税となる所得がない場合で、

「住民税未申告等の方がいる世帯」または

「令和6年1月2日以降に志木市に転入された世帯」



申請が必要です

申請書に必要事項を記入のうえ、

注1 **（1）本人確認書類の写し**及び

注2 **（2）世帯主名義の金融機関口座の写し**を同封してください。

【申請書配布先】

志木市臨時特別給付金室、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、総合福祉センター、高齢者あんしん相談センターなど
※市ホームページからもダウンロードできます。

注1 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの1点、または健康保険証、介護保険証等の顔写真なしのもの2点

注2 金融機関口座：受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる箇所

お問い合わせ：臨時特別給付金室（令和6年10月31日まで）



住所：志木市中宗岡1-1-1 志木市役所

電話：048-260-6282

FAX：048-471-7092

E-mail：cj-r3-kyufukin@city.shiki.lg.jp

受付時間：平日8:30~17:00



志木市ホームページ

提出期限>>>

令和6年10月31日(木)

【当日消印有効】